

公募型プロポーザルによる事業者選定実施公告

下記業務の実施にあたり、公募型プロポーザル方式により事業者を選定するため、下記のとおり公告する。

令和7年9月12日

岩沼市長 佐藤 淳



記

1 業務名

令和7年度 岩沼市東児童館・放課後児童クラブ運営業務

2 目的

本業務は、本市の東児童館及び放課後児童クラブについて、運営業務を委託するものであるが、価格競争だけではなく、当該業務を履行する上で、安定的に業務を遂行する能力や、民間のノウハウに基づく企画力等が求められることから、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うものである。

3 業務等の概要

(1) 業務内容 令和7年度 岩沼市東児童館・放課後児童クラブ運営業務仕様書のとおり

(2) 履行場所 <児童館業務・放課後児童クラブ本館>

岩沼市東児童館（岩沼市早股字小林396番地の18）

<放課後児童クラブ分室>

玉浦小学校図工室（岩沼市早股字小林396番地の1）

(3) 履行期間 契約締結日の翌平日から令和13年3月31日まで

運営期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(4) 提案上限額 5か年で合計260,000千円（各年度52,000千円）

※本業務は社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第2種社会福祉事業であり、消費税法（昭和63年12月30日法律第108号）第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当する。

4 参加資格要件

令和7年度岩沼市東児童館・放課後児童クラブ運営業務公募型プロポーザル（以下、本プロポーザルという。）に参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- （1）過去5年以内に、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当せず、同施行令第167条の4第2項に基づく市の入札参加制限を受けていないこと。
- （2）会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- （3）岩沼市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月7日告示第83号）別表に記載されていない者であること。
- （4）国税並びに市税（岩沼市）を滞納していないこと。
- （5）県内に本店又は支店、若しくは営業所等を有していること。
- （6）過去5年以内に、本業務若しくは類似業務を履行した実績があること（指定管理も可）。なお、類似業務とは、児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業、同法第7条第1項に規定する各児童福祉施設、又は学校教育法（昭和22年3月29日法律第26号）第1条に規定する幼稚園若しくは小学校に関する業務をいう。

5 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは以下のとおりである。

事 項	期 日
プロポーザル実施の公表	令和7年9月12日（金）
参加表明書兼誓約書等の提出期限 →様式第1号～第3号及び添付書類の提出	令和7年9月12日（金） ～10月8日（水）17時15分
質問書の受付期間 →様式第7号の提出	令和7年9月12日（金） ～10月1日（水）12時00分
質問への回答	令和7年10月6日（月）
資格審査結果通知	令和7年10月10日（金）
企画提案書等の提出期限 →様式第4号～第6－2号及び企画提案書 （任意様式）の提出	令和7年10月20日（月）12時00分
プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年10月31日（金） （詳細な時間や場所は別途通知）
選定結果通知	令和7年11月上旬（予定）
契約締結	令和7年11月下旬（予定）

※上記スケジュールは予定であり、変更となる場合がある。

6 参加表明書兼誓約書等の提出

- (1) 提出書類 【様式第1号】参加表明書兼誓約書
 【様式第2号】法人等概要書
 (添付書類)
 法人等の定款、規約その他これに類する書類
 法人登記事項証明書
 納税証明書又は未納のない証明書《国税及び市税（岩沼市分のみ）》
 過去3期分の決算書類（貸借対照表、損益計算書）
 【様式第3号】業務実績調書
- (2) 提出場所 岩沼市健康福祉部子ども福祉課（岩沼市役所3階）
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 提出期限 令和7年10月8日（水）17時15分 必着

7 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類 【様式第4号】業務実施体制
 【様式第5号】企画提案書（表紙）
 (添付書類) 企画提案書（任意様式）
 【様式第6-1号】参考見積書
 【様式第6-2号】参考見積額内訳書
- (2) 提出場所 岩沼市健康福祉部子ども福祉課（岩沼市役所3階）
- (3) 提出方法 郵送又は持参
- (4) 提出期限 令和7年10月20日（月）12時00分 必着

8 受託候補者の選定

(1) 審査方法

審査委員は、企画提案書やプレゼンテーションに基づき採点を行い、事業者ごとに合計点を算出する。さらに、合計点を基に順位点を付し（1位＝○点、2位＝△点等）、各審査員の順位点の合計が最も高い提案者を受託候補者とし、次いで高い提案者を次点者として選定する。

ただし、受託候補者及び次点者については、合計点の平均点が100点満点中60点以上を獲得した場合に限る。

なお、順位点の合計値の高い提案者が複数いる場合は、次の提案者を受託候補者として選定する。

①順位を1位とした委員数が多い提案者

②①においても同数だった場合、参考見積額の低い提案者

(2) 選定結果通知

選定結果については、提案者全員に通知するとともに、ホームページに掲載する。

9 契約の締結等

本契約について、市は受託候補者と優先交渉を行う。なお、選定後から契約締結までの間に、市との協議を経て、業務内容に基づく見積を徴取し、市の定める金額を上限として、契約を締結する。

なお、受託候補者と契約締結に至らない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。

10 その他

本プロポーザルに関する詳細は、令和7年度東児童館・放課後児童クラブ運営業務公募型プロポーザル実施要領による。

11 担当部署

岩沼市健康福祉部子ども福祉課

〒989-2480 宮城県岩沼市桜一丁目6番20号

TEL：0223-23-0826

FAX：0223-23-2377

E-Mail：kodomofukusi@city.iwanuma.miyagi.jp